

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ－9－2))

施策目標名	災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する(施策中目標Ⅳ－9－2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)災害に際し応急的な支援を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)災害救助法等に必要な経費(一部) 「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	201,500	201,500	201,500	201,500	201,500	
		補正予算(b)	8,264,296	109,987	242,934	0	50,329,752	
		繰越し等(c)	0	0	0	30,200,010	362,584,031	
		合計(a+b+c)	8,465,796	311,487	444,434	30,401,510	413,115,283	
	執行額(千円、d)		6,981,866	292,470	407,494	30,401,509		
	執行率(％、d/(a+b+c))		82.47%	93.89%	91.69%	100.00%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		

測定指標	指標1 災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	基準値	実績値					目標値
		－	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		－	－	－	100	100	100	100
		年度ごとの目標値	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	－
	指標2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	基準値	実績値					目標値
		－	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		－	－	－	－	－	集計中	－
		年度ごとの目標値	－	－	－	－	－	－

参考資料の情報	関連法令：災害救助法(昭和22年法律第118号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT&S&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1573
---------	---

担当部局名	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室	作成責任者名	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室長 中井川 誠	報告書作成日	平成23年7月14日
-------	-------------------------	--------	-----------------------------------	--------	------------